

令和5年度 介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

介護職員処遇改善加算

・

介護職員等特定処遇改善加算

・

介護職員等ベースアップ等支援加算

目 次

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

1. 介護職員の処遇改善	1
2. 加算の概要	
(1) 介護職員処遇改善加算	2
(2) 介護職員等特定処遇改善加算	4
(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算	8
3. 届出について	9
【参考】介護保険最新情報 Vol. 1133	10

1 介護職員の処遇改善

◆加算の種類

- (1) 介護職員処遇改善加算
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算
- (3) 介護職員等ベースアップ等支援加算

◆対象サービス

下記、算定対象外サービス以外のサービス
<算定対象外サービス>

- ・(介護予防)訪問看護
- ・(介護予防)訪問リハビリテーション
- ・(介護予防)福祉用具貸与
- ・特定(介護予防)福祉用具販売
- ・(介護予防)居宅療養管理指導
- ・居宅介護支援、介護予防支援

◆賃金改善の考え方

介護サービス事業者等は、
介護職員処遇改善加算等の算定額に相当する
介護職員等の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当除く)
を含む)の改善を実施しなければならない。

- ①基本給・手当・賞与等のうち、
対象とする賃金項目を特定した上で行う。
- ②介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算、
介護職員等ベースアップ等支援加算による賃金改善と
を区別して、従業者に配分する。

◆賃金改善実施期間

原則

4月※ から **翌年3月** まで
 ※（年度途中で加算取得する場合、当該算定月）

4月	5月	・・・	3月
----	----	-----	----

国保連からの支払時期を考慮し、
 別途期間を定める（**6月** から **翌年5月**）ことも可能。

		6月	7月	・・・	5月
--	--	----	----	-----	----

2 加算の概要

(1) 介護職員処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算。

算定要件		区分		
		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
キャリアパス要件	Ⅰ	○	○	○
	Ⅱ	○	○	又は ○
	Ⅲ	○		
職場環境等要件		○	○	○

<キャリアパス要件>

- 【Ⅰ】介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に
 応じた**任用等の要件**と**賃金体系**を定めていること。
- 【Ⅱ】介護職員の資質向上のための計画を策定し、**研修の実施**
 または**研修の機会**を確保していること。
- 【Ⅲ】介護職員の**経験**若しくは**資格等**に応じて**昇給する仕組み**
 又は**一定の基準**に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を
 設けること。

(※) 仕組みの具体例

	具体例（以下に応じて昇給する仕組み）
経験	勤続年数、経験年数 等
資格	介護福祉士（の取得）、実務者研修修了者 等
一定の基準	実技試験の結果、人事評価の結果 等

- 【共通】就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、**全ての
 介護職員へ周知**していること。

<職場環境等要件>

届出に係る計画の期間中に実施する賃金改善を除く処遇改善の
 内容（下表参照）を**全ての介護職員に周知**していること。

	区分	内容
1	入職促進に向けた取組	令和4年6月21日付け 老発0621第1号 「介護職員処遇改善加算、 介護職員等特定処遇改善 加算及び介護職員等ベー スアップ等支援加算に関 する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例 の提示について」参照
2	資質の向上やキャリアアップに向けた支援	
3	両立支援・多様な働き方の推進	
4	腰痛を含む心身の健康管理	
5	生産性向上のための業務改善の取組	
6	やりがい・働きがいの醸成	

【介護職員処遇改善加算】全体で1つ以上実施

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善を目的とした加算。

当該趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認められる。

算定要件	区分	
	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ
介護福祉士の配置等要件	○	
職場環境等要件	○	○
介護職員処遇改善加算要件	○	○
見える化要件	○	○

<介護福祉士の配置等要件>

下表に記載される加算の届出を行っていること。

サービス種類	加算名
下記以外のサービス	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)
訪問介護	特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)
(地域密着型) 特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ) 又は 入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)
(地域密着型) 介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ) 又は 日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)

<職場環境等要件>

届出に係る計画の期間中に実施する賃金改善を除く処遇改善の内容（下表参照）を**全ての職員に周知**していること。

	区分	内容
1	入職促進に向けた取組	令和4年6月21日付け 老発0621第1号 「介護職員処遇改善加算、 介護職員等特定処遇改善 加算及び介護職員等ベ ースアップ等支援加算に 関する基本的考え方並び に事務処理手順及び様式 例の提示について」参照
2	資質の向上やキャリアアップに向けた支援	
3	両立支援・多様な働き方の推進	
4	腰痛を含む心身の健康管理	
5	生産性向上のための業務改善の取組	
6	やりがい・働きがいの醸成	

【介護職員等特定処遇改善加算】区分ごとに1つ以上実施

<介護職員処遇改善加算要件>

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

※介護職員等特定処遇改善加算と同意に介護職員処遇改善加算に係る計画書の提出を行い、算定される場合を含む。

<見える化要件>

本加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

- 介護サービスの情報公開制度を活用し、本加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。
- 当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

配分対象と配分方法

① 配分対象

経験・技能のある介護職員を定義した上で、全ての職員を下表のグループに割り振る。

	グループ	対象者
A	経験・技能のある介護職員	介護福祉士であって経験・技能を有する介護職員 ＜基本＞ 介護福祉士の資格を有するとともに、所属法人等における勤続年数が10年以上の介護職員 ★介護福祉士の資格は求めるが、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定する。
B	他の介護職員	経験・技能のある介護職員を除く介護職員
C	その他の職種	介護職員以外の職員

A 経験・技能のある介護職員

介護福祉士であって経験・技能を有する介護職員

＜基本＞

介護福祉士の資格を有するとともに、所属法人等における勤続年数が**10年以上**の介護職員

介護福祉士の資格は求めるが、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定する。

B 他の介護職員

経験・技能のある介護職員を除く介護職員

C その他の職種

注意！

介護職員以外の職員

② 配分方法

以下のとおり配分すること。

- 1) Aグループのうち1人以上は、
月額平均8万円以上又は年額440万円以上の賃金改善。

※既に年額440万円以上の者がいる場合、新たに設定不要。

※小規模事業所等で加算額全体が少額であるためなど、当該賃金改善が困難な場合は、計画書等に当該理由を記載すること。

- 2) グループの平均賃金改善額

(1) A・Bグループ → **AはBより高い (A > B)**

(2) B・Cグループ → BはCの2倍以上 (B:C = 2 : 1)

※Cグループの平均賃金額がBグループの平均賃金額の見込額を上回らない場合は、B : C = 1 : 1まで引き上げ可。

- 3) Cグループの賃金改善後の見込額が年額440万円を上回らない。

※改善前、既に年額440万円を上回る方は、本加算による賃金改善の対象外。

(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について、介護職員の収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を講じるために創設された加算。
- 令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から創設。
 ※介護職員処遇改善支援補助金に係る窓口
 →静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、**介護職員**の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、**他の職種**の処遇改善も行うことができる柔軟な取扱いを認める。

算定要件	ベースアップ等支援加算
ベースアップ等要件	○
介護職員処遇改善加算要件	○

<ベースアップ等要件>

賃金改善の合計額の3分の2以上は、**基本給**又は**決まって毎月支払われる手当**の引上げに充てること。

<介護職員処遇改善加算要件>

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

※介護職員等特定処遇改善加算と同意に介護職員処遇改善加算に係る計画書の提出を行い、算定される場合を含む。

3. 届出について

(1) 計画書

加算を取得する**年度ごと**に提出が必要

加算を**取得する月の前々月の末日まで**に提出

- (例) 年度当初（4月）から算定 → 当該年度の前年度2月末日まで
- (例) 年度途中（7月）から算定 → 当該年度の5月未まで

(2) 実績報告書

加算を取得した**年度ごと**に提出が必要

各年度における、**最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで**に提出

- (例) 令和●年4月から令和○年3月まで（12か月）算定
加算の最終支払が令和○年5月 → 令和○年7月未まで
- (例) 年度途中（令和●年7月）で事業廃止
加算の最終支払が令和●年9月 → 令和●年11月未まで

(3) 変更の届出

提出した計画書に下記の変更事由に該当する変更があった場合、変更の届出を行う。

	変更事由	提出書類
1	会社法の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合	①変更に係る届出書 (別紙様式4) ②当該変更をした計画書
2	介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等）があった場合 (複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者)	
3	キャリアパス要件に関する適合状況に変更があった場合 (加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	
4	介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更が生じる場合 ※喀痰吸引を必要とする利用者の割合要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化 → 3か月以上継続 ⇒ 変更の届出が必要 (= 4か月目より算定不可)	
5	就業規則を改正した場合（介護職員の処遇に関する内容に限る。)	○変更に係る届出書 (別紙様式4)
6	キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合 (介護職員処遇改善加算Ⅲを算定している場合で、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件間の変更が生じる場合に限る。)	※実績報告書の提出時に届出

(4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- ・ 新たに加算を算定する場合
- ・ 算定区分を変更する場合

提出期限までに提出が必要

【参考】

○介護保険最新情報Vol.1133

令和5年3月1日付け老発0301第2号

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

※その他の関係通知や当該加算に係るQ&Aも確認の上適切に算定すること。